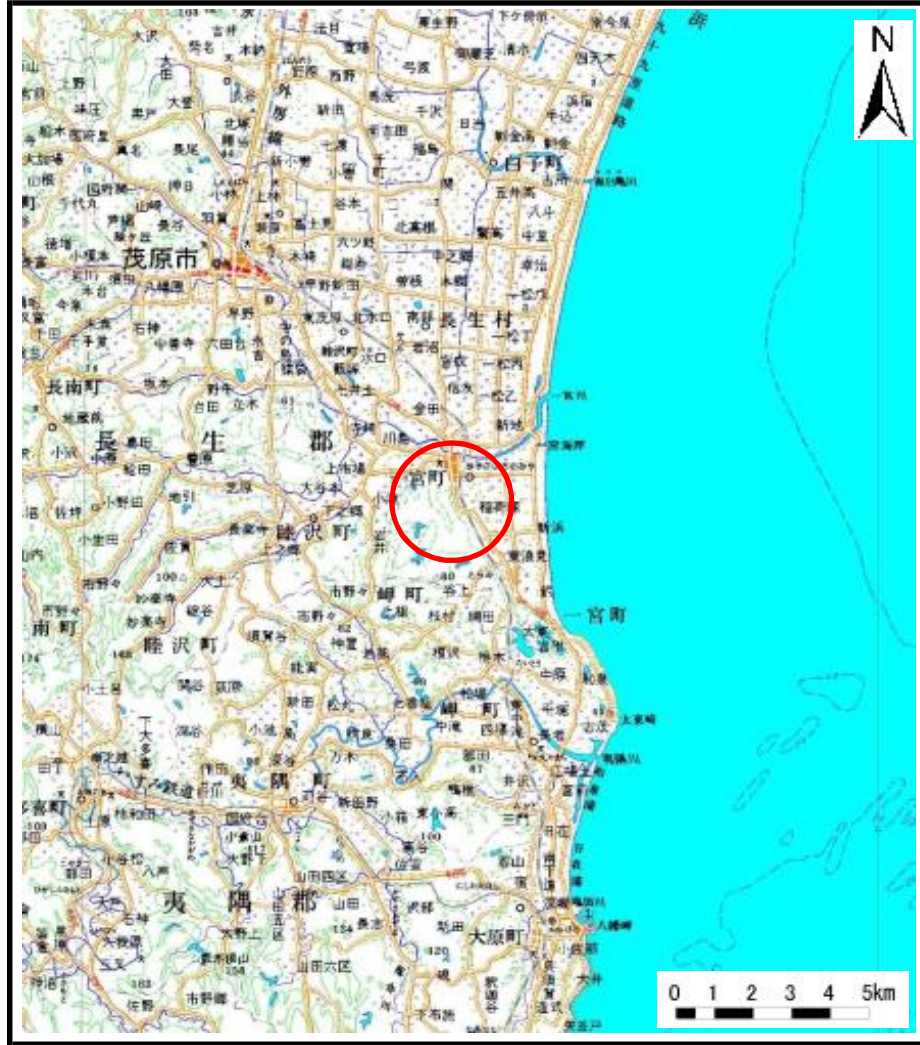
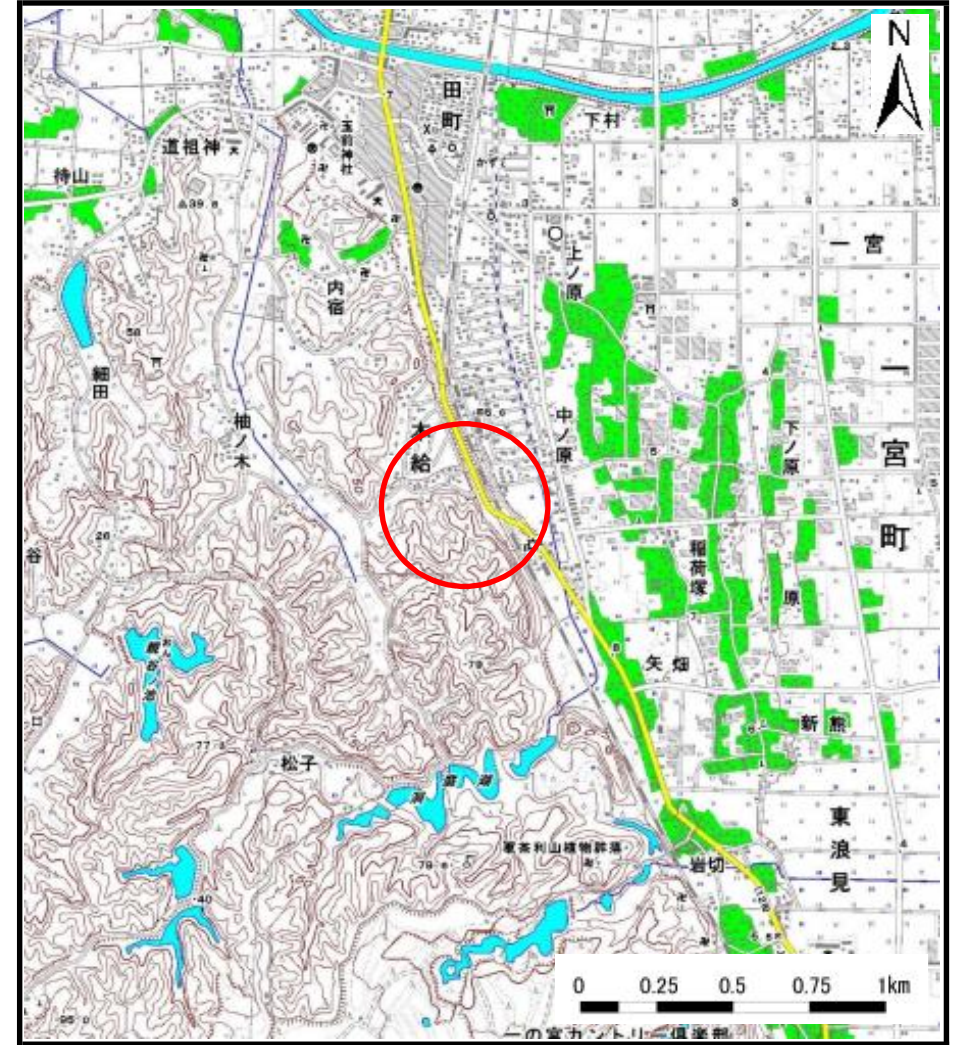


土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書（様式1）



(1/200,000)



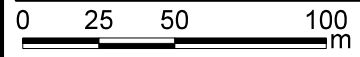
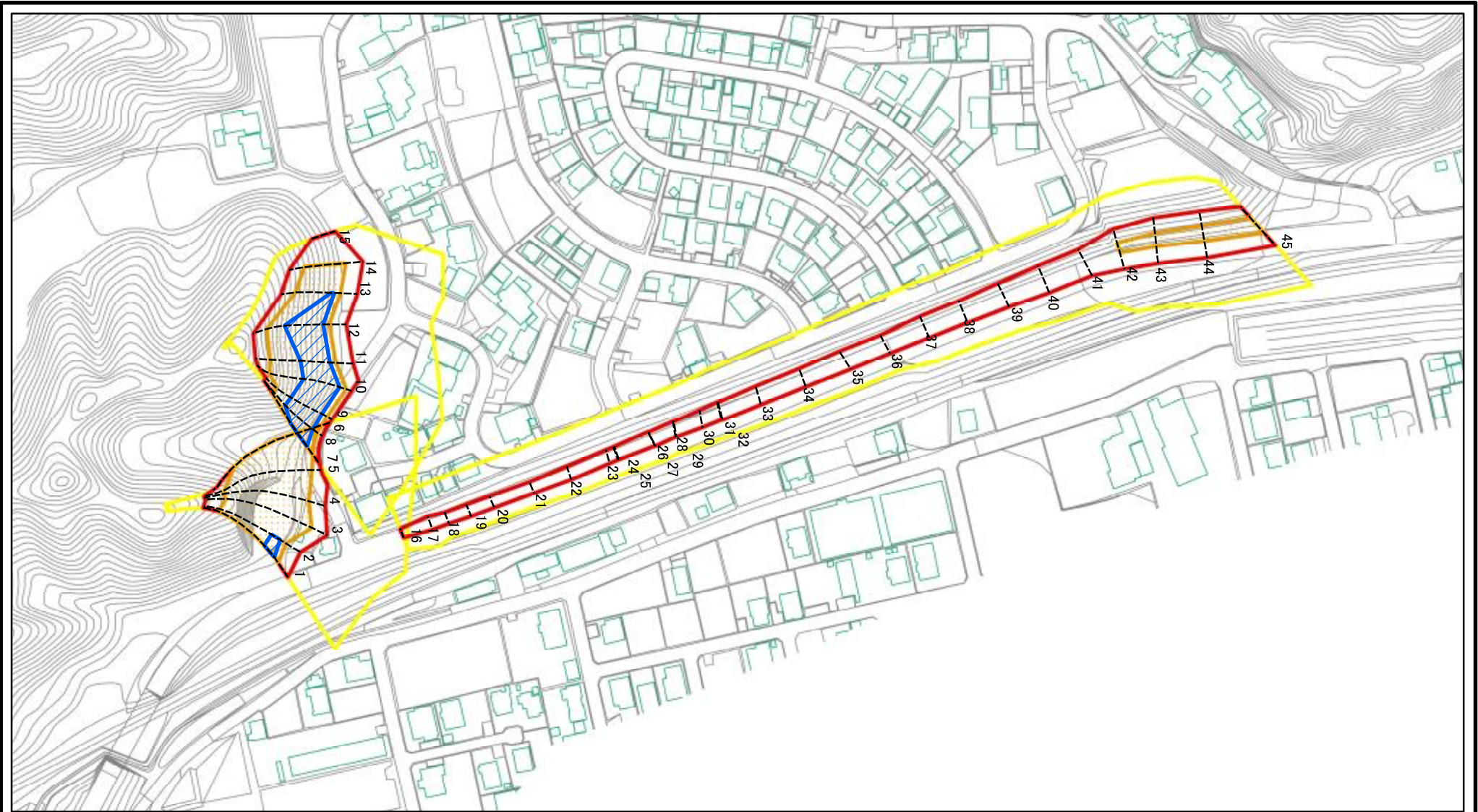
(1/25,000)

様式1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-112K2050
箇所名	本給1
所在地	長生郡一宮町本給、東浪見、一宮

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4Jhf 116。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

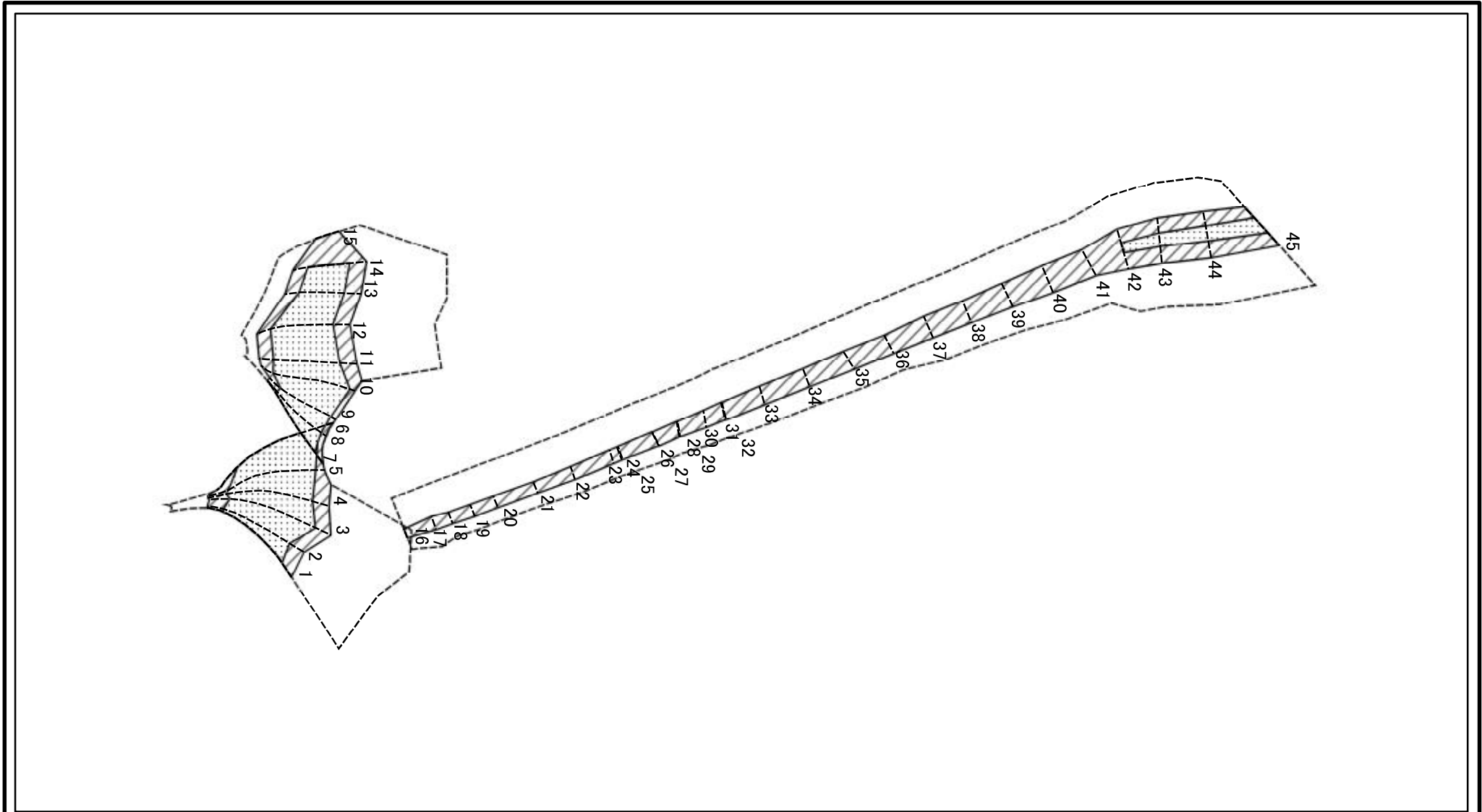
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-112K2050
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第351号 千葉県告示第352号	箇所名	本給1
	それ以外の区域			告示年月日	令和5年9月8日	所在地	長生郡一宮町本給、東浪見、一宮

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

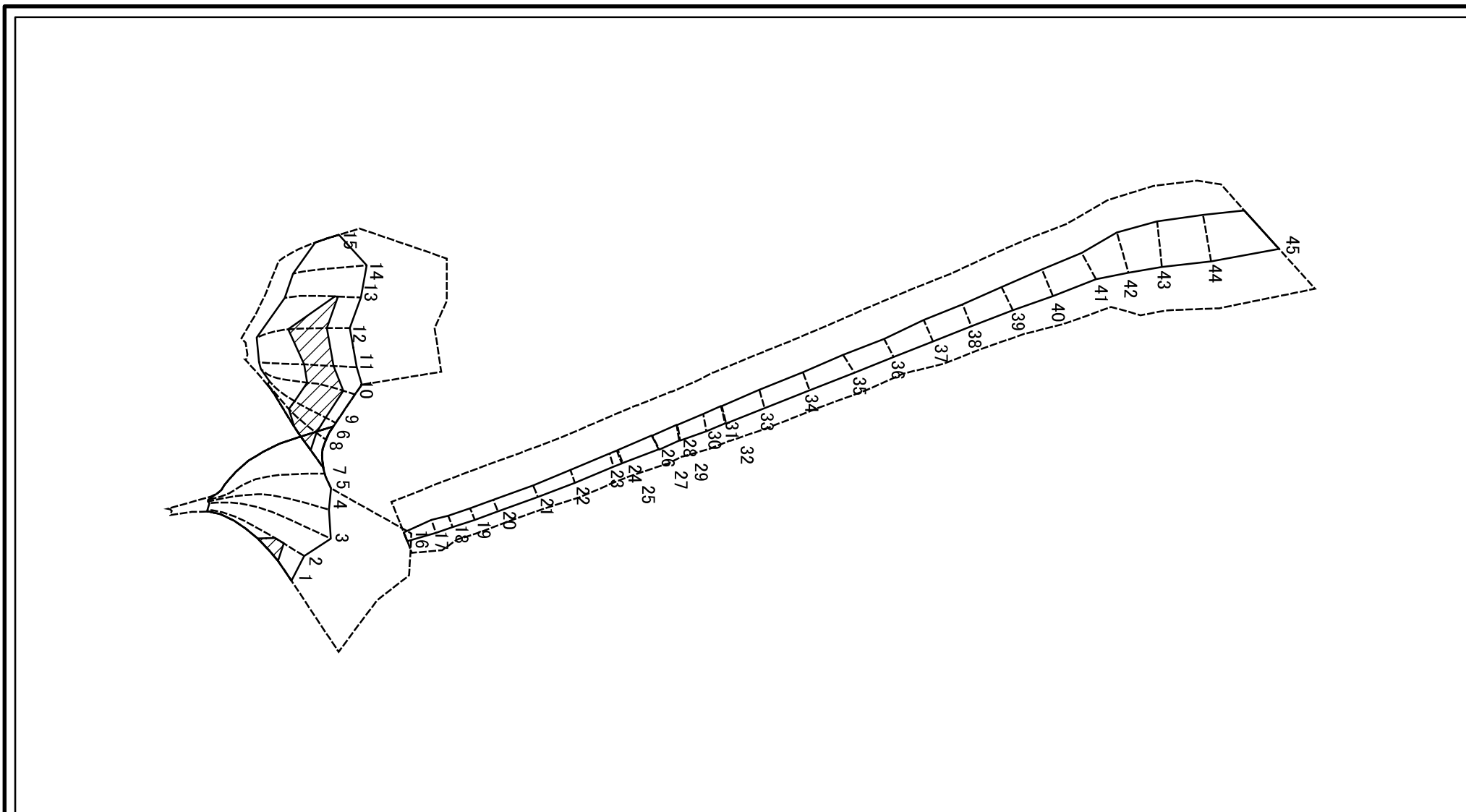
様式2-1(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)
<力区分:移動>

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

縮尺
1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-112K2050
告示番号	千葉県告示第351号 千葉県告示第352号	箇所名	本給1
告示年月日	令和5年9月8日	所在地	長生郡一宮町本給、東浪見、一宮

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)
<力区分:堆積>

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域

土石等の堆積の高さが3mを超える区域

それ以外の区域



縮尺

1:2,500

自然現象
の種類

告示番号

告示年月日

急傾斜地の崩壊

千葉県告示第351号
千葉県告示第352号

令和5年9月8日

箇所番号

箇所名

所在地

I-112K2050

本給 1

長生郡一宮町本給、東浪見、一宮

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	154.05	1.00	100.00	1.00	16.68	3.12	16.05	3.00	37 ~ 38	-	-	84.64	1.00	-	-	10.33	1.93
2 ~ 3	152.35	1.00	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00	38 ~ 39	-	-	89.85	1.00	-	-	10.33	1.93
3 ~ 5	148.19	1.00	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00	39 ~ 40	-	-	95.68	1.00	-	-	12.88	2.41
5 ~ 6	142.21	1.00	100.00	1.00	-	-	15.62	2.92	40 ~ 41	-	-	96.56	1.00	-	-	13.14	2.45
7 ~ 8	159.51	1.00	100.00	1.00	18.88	3.53	16.05	3.00	41 ~ 42	-	-	100.00	1.00	-	-	13.14	2.45
8 ~ 9	156.70	1.00	100.00	1.00	19.13	3.57	16.05	3.00	42 ~ 43	119.05	1.00	100.00	1.00	-	-	12.77	2.39
9 ~ 10	161.55	1.00	100.00	1.00	19.13	3.57	16.05	3.00	43 ~ 44	122.40	1.00	100.00	1.00	-	-	13.16	2.46
10 ~ 11	161.55	1.00	100.00	1.00	18.65	3.48	16.05	3.00	44 ~ 45	127.91	1.00	100.00	1.00	-	-	13.16	2.46
11 ~ 12	158.90	1.00	100.00	1.00	18.92	3.53	16.05	3.00	~								
12 ~ 13	157.42	1.00	100.00	1.00	18.92	3.53	16.05	3.00	~								
13 ~ 14	148.64	1.00	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00	~								
14 ~ 15	-	-	100.00	1.00	-	-	14.78	2.76	~								
16 ~ 18	-	-	61.36	1.00	-	-	10.98	2.05	~								
18 ~ 19	-	-	63.04	1.00	-	-	9.96	1.86	~								
19 ~ 20	-	-	63.04	1.00	-	-	9.76	1.82	~								
20 ~ 21	-	-	62.78	1.00	-	-	9.63	1.80	~								
21 ~ 23	-	-	65.21	1.00	-	-	9.98	1.87	~								
23 ~ 24	-	-	65.18	1.00	-	-	9.99	1.87	~								
25 ~ 26	-	-	69.15	1.00	-	-	10.01	1.87	~								
27 ~ 28	-	-	69.17	1.00	-	-	10.01	1.87	~								
29 ~ 30	-	-	72.97	1.00	-	-	10.03	1.87	~								
30 ~ 31	-	-	74.66	1.00	-	-	9.76	1.82	~								
32 ~ 33	-	-	76.61	1.00	-	-	10.05	1.88	~								
33 ~ 34	-	-	76.61	1.00	-	-	10.05	1.88	~								
34 ~ 35	-	-	80.49	1.00	-	-	10.05	1.88	~								
36 ~ 37	-	-	84.64	1.00	-	-	10.32	1.93	~								

様式3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-112K2050
	告示番号	千葉県告示第351号 千葉県告示第352号	箇所名	本給1
	告示年月日	令和5年9月8日	所在地	長生郡一宮町本給、東浪見、一宮